

九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター作成及び発送業務仕様書

1 件名

九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター作成及び発送業務

2 履行期間

契約締結の日から平成30年5月31日(木)まで

3 業務概要

本業務の内容は、以下の業務及びこれらに付随する業務とする。

(1) ポスターの作成

ア 印刷物の規格

(ア) 製作部数 28,000部

(イ) サイズ等 A2判(縦使用)

(ウ) 仕様 コート 四六判 110kg

古紙パルプ配合率70%以上の再生紙を使用すること。

(エ) 色彩 フルカラー

(オ) 方式 オフセット印刷(片面印刷)

イ 校正

2回以上

ウ 印刷物の内容

(ア) 家庭でできる省エネ・節電に係る具体的な取組を積極的に取り入れること。

(イ) 文字を多く記載するものではなく、絵柄の分かりやすさやインパクトを重視したデザインとすること。

(ウ) 掲示期間は発送から平成31年4月30日であるため、1年を通じて使用できるものとする。

(エ) 小学校高学年程度でも分かる内容とし、各都県市庁舎内、小・中学校及び民間事業所等への掲出が可能なものとする。

(オ) ポスター下端の140mm幅に以下の内容とFun to Share及びCOOL CHOICEのロゴマークを掲載すること。また、ホームページURLの横に「九都県市 環境で検索」を文字や図で表現し、ホームページでの検索を誘導するものとする。

「つづけよう」「ひろげよう」省エネ・節電

主催／九都県市首脳会議環境問題対策委員会

(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)

このキャンペーンは、関西広域連合・中部圏知事会・四国地球温暖化対策推進連絡協議会と連携しています。

<http://www.tokenshi-kankyo.jp/>



Fun to Share ロゴ



COOL CHOICE ロゴ

エ 作成上の留意点

- (ア) 行政機関としてふさわしいものとする。
- (イ) 色彩はフルカラーとするが、白黒印刷で使用することも想定したデザインとすること。
- (ウ) 写真や画像等を利用する場合には、著作権等に留意し、掲示期間において追加費用等が生じないものであること。また、ホームページへの掲載や啓発品等作成時に使用が可能であること。

(2) ポスターの梱包及び委託者が指定する場所への発送

(1)で作成したポスターは、委託者が指定する部数及び通知文を封筒等に封入し、宛名ラベルを貼付し、封筒等の裏面に送付元を記載の上、以下のとおり発送すること。

ア 発送箇所 3,000箇所

- (ア) 発送箇所数は予定であり、実際の発送箇所数は変更となることに留意すること。
- (イ) 発送箇所への各発送枚数は、委託者が指定する。発送部数及び発送箇所一覧は、別途受託者に提示する。なお、残部は、委託者へ送付する。

【参考】作成及び発送箇所数

	作成枚数	包装数	発送箇所数
埼玉県	3,370	1,500	440
千葉県	5,820	1,610	610
東京都	10,570	2,260	360
神奈川県	2,940	830	290
横浜市	1,100	300	300
川崎市	700	230	230
千葉市	1,470	190	190
さいたま市	1,180	180	180
相模原市	850	400	400
合計	28,000	7,500	3,000

イ 発送方法

委託者と協議のうえ決定する。なお、宅配便・DM便等は使用可能とする。発送箇所への各発送枚数により、適宜、封筒、段ボール等へ封入して発送することとする。なお、A4サイズ(印刷面を表にして4つ折り)で納品する。

ウ 発送期限

平成30年5月18日(金)

エ 発送元の記載

ポスターを封入した封筒等の裏面には、次のとおり発送元を記載すること。

九都県市首脳会議環境問題対策委員会

【事務局】さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市環境局環境共生部環境創造政策課

(電話) 048-829-1324

オ 通知文の同封

ポスターに同封して送付する通知文は、別途委託者が電子データにて支給するものを受託者において印刷し、使用すること。なお、発送箇所別に、委託者が指定する送付状を同封した上で、送付すること。

4 成果品の提出

- (1) 九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター 1枚
- (2) 上記(1)の情報を記憶した電子データCD-R 1枚
(PDF形式及びJPG形式等加工が可能な形式のもの)

5 成果物の帰属

本業務で得た成果物(資料・データ類)は、履行完了後、九都県市首脳会議環境問題対策委員会に帰属する。

6 一般事項

- (1) 本仕様書に定めることのほか、契約履行上必要な事項は、さいたま市業務委託契約基本約款に定めるところによる。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。なお、契約解除後又は契約期間満了後も同様とする。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合は、その賠償の責任を負う。
- (4) 業務上必要な備品、消耗品類等については、受託者の負担とする。
- (5) 業務上、当然実施しなければならないものは、受託者の負担により実施するものとする。
- (6) 受託者は、委託者と十分に協議し、事業を実施するほか、必要に応じて随時打ち合わせを行う。

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議し、定めるものとする。